

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

|               |  |                 |       |
|---------------|--|-----------------|-------|
| 処分の内容         | 那覇市民ギャラリーの利用許可の取消し   |                 |       |
| 根拠法令及び条項      | 那覇市民ギャラリー条例第9条   |                 |       |
| 処分基準          | <input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)<br><input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)  |                 |       |
|               | 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)  |                 |       |
|               | <b>【内容】</b> (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)<br>那覇市民ギャラリー条例第9条<br>(利用許可の取消し等)<br>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。<br>(1) 利用者が、この条例又はこれに基づく規則若しくは許可条件に違反したとき。<br>(2) 利用者が、正当な手続によらないで利用の目的、内容等を変更したとき。<br>(3) 災害その他不可抗力により市民ギャラリーの利用ができなくなったとき。<br>(4) その他利用が不相当と認められるとき。<br>那覇市民ギャラリー条例第5条<br>第5条 市民ギャラリーを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた内容を変更しようとするときも同様とする。<br>2 指定管理者は、前項の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。 |                 |       |
| 処分基準<br>設定年月日 | 平成24年3月27日   | 処分基準<br>最終変更年月日 | 年 月 日 |
| 所管部署          | 市民文化部 文化振興課  |                 |       |
| 備考            |  |                 |       |

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。